

生産性向上のための指針

特定非営利活動法人

まごころサービス松江センター

1. 総則

介護現場における生産性の向上に資する取組の推進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、必要な対策を講じる為の体制を整備するために本指針を定め、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減を図り人材定着及び確保することを目的とする。

2. 生産性向上委員会の設置

(1) 目的

利用者の安全並びに介護サービスの質の維持・向上を図りつつ、日々忙しい介護現場の職場環境の改善に向けた対策を検討する、「生産性向上委員会」を設置する。

(2) 構成

生産性向上委員会は、次に掲げる者で構成する。

① 施設長（委員長）

- ・委員長は議長として審議を進め、委員会の業務を統括する。
- ・委員長が必要と認めた場合は、委員長が指名した委員が委員長の職務を代行する。

② 介護主任・施設職員

③ ケアマネジャー

④ その他施設長が必要と認める者（施設外の専門家等）

(3) 開催

生産性向上委員会は、委員長の召集により定例開催（3ヶ月毎に1回）する。

なお、委員会は、テレビ電話設置等を活用して行うことができる（Zoom等）。

(4) 取組

介護サービス事業における生産性向上に資するガイドラインを参考に取組を進める。

取組内容は以下のとおり。

① 職場環境の整備

② 業務の明確化と役割分担

③ 手順書の作成

④ 記録・報告様式の工夫

- ⑤ 情報共有の工夫
- ⑥ OJT の仕組みづくり
- ⑦ 理念・行動指針の徹底

(5) 検討事項

介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図り生産性向上の取組を促進するため、以下のことを検討する。

- ① 利用者の安全及びケアの質の確保
- ② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
- ③ 介護機器の適正使用
- ④ 業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るための職員に対する研修の実施

3. 職員研修の実施

生産性向上に資する知識の習得、施設方針の徹底、情報の伝達などを目的として必要に応じて研修会を実施し、職員の資質向上及び教育に努める。また、外部の研修会にも参加し、情報の収集とともに知識・技術の習得に努める。

4. 記録の保管

生産性向上委員会の審議内容や活動記録等、当施設における生産性向上に資する取組に関する諸記録は5年間とする。

5. 入所者等に対する当該指針の閲覧について

当施設に掲示するとともに、ホームページにも掲載し、入所者及びご家族等がいつでも閲覧できるようにする。

<附則>

本方針は、2026年 4月 1日から適用する。

以上